

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

香川県高松市

2 構造改革特別区域の名称

TKMT 高松果実酒特区（T 高松の・K 果物を・M もっと・T 特別に！）

3 構造改革特別区域の範囲

香川県高松市の全域

4 構造改革特別区域の特性

（1）位置及び地勢

高松市は、四国の北東部、香川県のほぼ中央部に位置し、広ぼうは東西 23.6km、南北 35.9km、海岸線の延長が約 115km で、面積は香川県の総面積の約 20%にあたる 375.67km²である。地勢は、東に五剣山、西に五色台を擁し、南部に讃岐山脈を控え、なだらかに北に向かって傾斜し、広々とした讃岐平野が広がり、紫雲山を背景に市街地が海岸近くまで続いている。また、北は国立公園の瀬戸内海に面し、市街地東部には源平合戦の古戦場で有名な屋島が瀬戸内海に突きだし、海上約 4 km には女木島、男木島を始めとする島々が点在し、自然環境に富み、極めて風光明媚な地域である。

（2）気候

高松市は瀬戸内海気候区に属しており、年間平均気温16.7度、年間降水量1,150.1mm、年間日照時間2,046.5時間（※気象庁「1991-2020 年の30年間の平均」）と、比較的温暖で、年間を通じて降水量が少なく、日照時間が長いという特徴があり、果樹栽培に適した気候である。

（3）人口

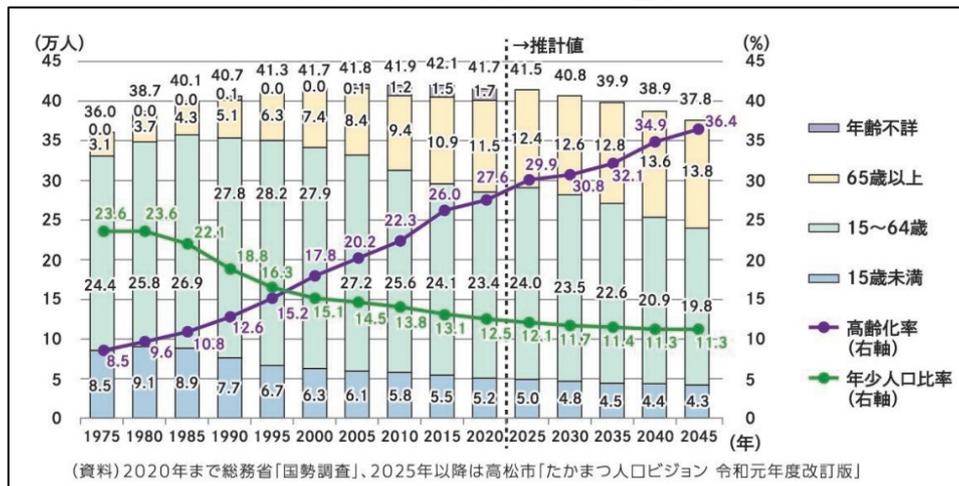
高松市の人口は 41.7 万人（令和 2 年国勢調査）で、近年における人口推移をみると、概ね社会増（転入者数＞転出者数）の状況にある一方で、平成 23（2011）年以降、自然減（死亡数＞出生数）の状況が続いており、総人口は減少傾向にある。

また、令和 27（2045）年には、総人口が 37.8 万人まで減少する見込みであるが、高齢者人口（65 歳以上）は 13.8 万人に達する一方で、生産年齢人口（15～64 歳）は 19.8 万人に減少することが見込まれており、人口減少と少子・超高齢社会の進行により、社会経済活動の担い手の減少や社会保障費の増大などが懸念されている。

人口動態の推移



人口の推移と長期的な見通し



【出典：第7次高松市総合計画(令和6～13年度)】

(4) 農業（高松市農業振興計画(令和6～13年度)）

高松市の農業は、平野部を中心とした都市化の進展によって、経営規模の零細化が進み、兼業農家の一戸当たりの平均経営耕地面積は52.8aと、北海道を除く全国平均の99.3aと比べて零細な経営状況である。一方で、温暖・少雨の気候を利用し、稲作を基幹に、麦、野菜、果樹、畜産などを組み合わせた都市近郊型の複合経営や、施設園芸等の集約型農業を展開し、経営規模の零細性を補っている状況である。

また、基幹的農業従事者（普段仕事として主に農業に従事している人）は、一般に生産年齢人口とされる65歳未満の割合が、平成22年の段階で27.3%であったところ、令和2年には16.9%と更に低くなっており、農業者の高齢化が進行している。遊休農地は、農業者の兼業化・高齢化などの要因により、令和2年までは年々増加していたが、遊休農地再生の取組等により、令和2年から4年にかけては減少している。

なお、ブドウやミカンなど、市内で生産されている農産品32品目については、

地域性豊かな品目、生産量が安定している品目、これから推進する品目として「高松産ごじまん品」の認定を受けており、積極的に普及促進を図っている。

(5) 果実栽培に当たっての課題

これまで高松市では、温暖で降水量が少ないという気候条件と中山間地域の傾斜地帯を活用して、ブドウやミカンなどの果実栽培が盛んであった。一方で、全国的に見れば、知名度やブランド力の向上が課題であるといえる。

また、農業者の高齢化によって、生食用のブドウやミカンは栽培に手間がかかることから負担が大きく、栽培を断念する事例が増加している。課題解決策としては、手間のかかる作業の省力化が可能な果実酒用として栽培することが考えうるものの、現在、市内には果実酒の醸造施設が存在しないため、栽培した果実の安定した受入先がない状況である。

以上より、新たな活用策として、特産物である果実を原料とした果実酒の醸造を進めることが考えられるが、そのためには、高松市全域において、特産酒類の製造事業への参入障壁を下げるための規制の特例措置を講じる必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本特例措置を活用することにより、特産物である果実を用いた果実酒の製造が比較的小規模な施設で可能となり、新規参入者の増加や事業の広がりが期待される。

また、当該果実の付加価値の向上により、知名度及びブランド力の向上、新規就農者の増加、遊休農地の更なる活用、農業の6次産業化の推進等が期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

本構造改革特別区域計画は、高松市産の果実を原料とした果実酒の醸造及び販売を通して、当該果実に新たな価値を付与し、6次産業化や農商工連携の推進を目指すとともに、高松市に現存しない果実酒の醸造施設を産地に設立することによって、地域活性化や交流人口の拡大を目指すものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 果実酒販売を通じた将来の農業の担い手の確保

【高松市内の特産酒類の製造所件数・製造量】

	令和8年度 (目標値)	令和9年度 (目標値)	令和10年度 (目標値)
特産酒類の 製造所件数	1件	2件	3件
特産酒類の 製造量	2kl	4kl	6kl

目標どおり順調に進めば、令和 10 年度までには、6 キロリットルの果実酒の製造販売が可能となり、年間 8,000 本程度の果実酒の売上につながるものである。

これにより、果実酒用の果実栽培に魅力を感じる農業者や新規就農希望者を呼び込むことが可能となり、将来の農業の担い手を確保するとともに、遊休農地の再生・活用にもつながるものである。

(2) 経営改善による農業振興

生食用と比較し、省力栽培が可能な果実酒用の果樹栽培により、経営規模の拡大等が図られるとともに、製造作業を農閑期に行うことで労働力の分散につながることから、経営改善が期待できる。

(3) 醸造施設の観光資源化による観光振興（交流人口の拡大、滞在時間の延長）

果実酒の醸造施設の供用開始によって、瀬戸内の温暖で風光明媚な環境の中で、醸造施設と、ブドウやミカンなどの果実畑とが調和した風景が形成される。果実酒そのものに加えて、この風景についても積極的に SNS 投稿を行い、拡散を図ることによって、いわゆる映えスポットとして注目させることも可能となる。こうした SNS マーケティングによって、交流人口の拡大に寄与する新たな観光スポットとして位置付けることにもつながる。

併せて、ブドウ畑は市内南部の西植田町や香南町、東部の高松町や前田西町・東町、西部の鬼無町等に、ミカン畑は市内西部に多いことから、市内において、各スポット（果実畑と醸造施設）を周遊させる仕掛けづくりを行うことで、市内観光の周遊促進、それに伴う滞在時間の延長の効果も期待することができる。

8 特定事業の名称

709（710，711）特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第 26 条）

別紙

1 特定事業の名称

709（710，711）特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第26条）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ブドウ及びミカン又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

香川県高松市の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、構造改革特別区域において、特産物を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域において、特産物を原料とした果実酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることができる。

これによって、地元農産物の消費拡大や高付加価値化につながるとともに、新たな特産品・地域ブランドの創出が図られ、農業振興及び地域の活性化への効果が期待されるものである。

なお、当該特例事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となる。本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう指導を行う。